

取引業者各位

## 公的研究費に係る取引について

東京医科大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学省）に基づき、公的研究費の不正使用の防止、適正な運営・管理についての取り組みを行っております。

つきましては、趣旨をご理解いただき、研究費の不正使用の防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 物品検収について

本学は金額に関わらず、全品検収を実施しております。物品の納品の際には、必ず研究支援課、総合事務センターまたは各病院資材課による検収を受けてから、納品場所（研究室等）に納品してください。

#### 2. 請求書等の発行について

見積書・納品書・請求書等の書類には必ず日付を記載してください。また、請求書等の書類は同じものを複数枚発行しないでください。

#### 3. 誓約書の提出について

本学と一定額以上のお取引があるお取引業者様に、前述のガイドラインに基づき「誓約書」のご提出をお願いしております。

#### 4. 情報提供について

本学が実施する内部監査、その他調査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等が求められる場合があります。これらの要請があった場合はご協力ください。

#### 5. 取引における禁止事項について

次の不適切な取引は行わないでください。

- (1) 預け金
- (2) 取引事実と異なる書類の提出
- (3) 納品物品の持ち帰り
- (4) 納品物品の反復使用

#### 6. 通報窓口について

本学の構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった際は、速やかに通報

窓口にご一報ください。

<不正使用等に係る通報窓口>

【学内窓口】

学校法人東京医科大学 内部監査室  
(TEL) 03-6302-0109 (直通)  
(FAX) 03-6302-0109 (直通)  
(E-mail) tmuhotline@train.ocn.ne.jp

【学外窓口】

田辺総合法律事務所 弁護士  
(TEL) 03-3214-3811  
(FAX) 03-3214-3810  
(E-mail) tmu-compliance@tanabe-partners.com

7. 不正取引が発覚した場合について

本学との取引の中で、不正等が発覚した場合には本学の規程に則り対処いたします。

◇東京医科大学公的研究費の管理・監査に関する規程

第15条 取引業者等にこの規程を含む本学の関係規程等を説明し、これを遵守させるとともに本学が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な使用と管理について誓約書の提出を求めるものとする。

2 公的研究費に関して不正な取引に関与した取引業者には、学校法人東京医科大学調達規程を準用し、当該業者との取引を停止するなどの必要な措置を行うものとする。

◇学校法人東京医科大学調達規程

第8条 次の各号の一に該当する者に対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を認めないものとする。

- (1) 調査にあたり虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積りにあたり談合を行い、その他不正の行為をしたとき。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関し不正の行為があったとき。
- (4) その他本法人に不利益を及ぼす行為をしたとき。

上記についてご不明な点がございましたら、研究支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京医科大学 研究支援部研究支援課  
〒160-8402  
東京都新宿区新宿 6-1-1  
(TEL) 03-3351-6141 (内線 385・412)  
(FAX) 03-6302-0249  
(E-mail) kenkyu-s@tokyo-med.ac.jp